

## ○福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第1項第2号の規定に基づいて設置される、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）及び同条例施行規則第3条第1項の規定に基づいて設置される部会の運営に関し必要な事項について定める。

### (部会)

第2条 専門分科会に、次に掲げる部会を設置する。

(1) 介護保険事業計画部会

(2) 高齢者分野部会

2 部会は15名以内で組織する。

3 介護保険事業計画部会は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を策定するために必要な事項その他介護保険事業の円滑な推進に関する事項を調査審議するものとする。

4 高齢者分野部会は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画に関する事項を調査審議するものとする。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

8 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 部会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。

### (会議の公開)

第3条 専門分科会及び部会の会議は、これを公開する。

2 福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部を非公開とする決定は、専門分科会にあっては分科会長が、また、部会にあっては部会長がこれを行う。

### (庶務)

第4条 専門分科会の庶務は、保健福祉局高齢社会部介護福祉課において処理する。

2 介護保険事業計画部会の庶務は、保健福祉局高齢社会部介護福祉課において処理する。

3 高齢者分野部会の庶務は、保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課において処理する。

### 附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

2 部会設置後、最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 29 日より施行する。ただし、第 4 条第 1 項の規定は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 2 日より施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第 2 条第 4 項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日より施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第 2 条第 5 項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。